

保育料の改正について（ぷりすくーる幼児教育部門）

1. 改正理由

ぷりすくーる西五反田の幼児教育部門（3～5歳）保育料の保護者負担費について、区立幼稚園等の現状に準じて改正する。

2. 改正内容

①多子減額規定を設定する。

- ・小学校3年生以下の兄弟（第1子）がいる場合、その世帯の第2子保育料は半額、第3子以降は無償とする。

第1子		第2子		第3子以降	
改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
定額	定額	定額	半額	定額	無償

- ・年収約360万円未満相当の世帯については、上記の年齢上限を撤廃する。

第1子※年齢上限撤廃		第2子		第3子以降	
改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
定額	定額	定額	半額	定額	無償

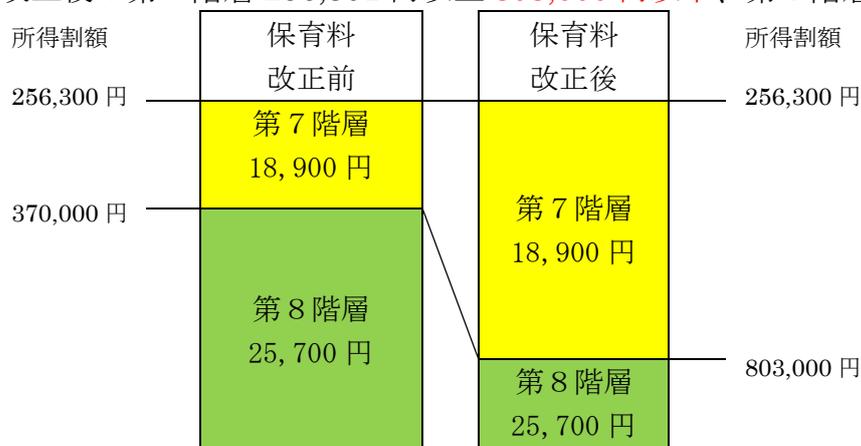
- ・年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減をさらに拡大し、第1子は半額、第2子以降については無償とする。

第1子		第2子以降	
改正前	改正後	改正前	改正後
定額	半額	定額	無償

②保育料が18,900円となる第7階層の所得割額の範囲を変更する。

改正前：第7階層 256,301円以上 370,000円以下、第8階層 370,001円以上

改正後：第7階層 256,301円以上 803,000円以下、第8階層 803,001円以上



3. 適用日

平成29年4月1日